

長野県立大学への後援会業務の委託について

1. 概要

これまで後援会業務は、大学職員（書記）に職務を担っていただきました。職員個人に過度な負担がかかるなどの課題がありました。

そこで、実務的な運営業務を、長野県立大学へ業務委託することとします。これによって、内部統制の推進が図られ、より効率的な業務の実施が期待できます。

2. 業務委託によるメリット

(1) 事業執行の判断ルートの明確化

- 大学の事務組織において実務を進めることで、実施案件ごとに多角的な検討ができ、また、判断における責任の明確化が見込まれます。

(イメージ)



(2) 大学事務局全体での業務実施

- 大学内の各専門部局が事業実施に関わることで、より効率的に事業を実施する効果が見込めます。
- 学生や大学の実態に合わせた事業計画や構想等が期待できます。

↓



(3) 大学の規定による予算執行

- 牽制、チェック機能が整った大学の予算管理部門に後援会予算の執行事務を委託することで、より高い透明性と確実性を確保することができます。
- 後援会監事による監査は、これまでどおり実施します。

3. 委託契約

契約書等によって委託業務を明示することで、後援会と大学の間での責任の所在を明確にしたり、透明性を確保したりする効果があります。

- 単年度の契約として、毎年度自動更新を可能とします。
- 大学に対する委託料は、後援会事業に要する直接的経費のみを負担します。
- 契約期間終了時（年度末）に、大学に、年間の業務実施報告書類の提出を求めます。

【参考】長野県立大学後援会運営業務委託仕様書（案）より抜粋

3. 委託の範囲

(1) 後援会事務局の運営に関する業務

- ア 後援会総会及び後援会理事会の円滑な実施

- イ 後援会費の収納
- ウ 資金管理及び決算事務
- エ 後援会活動に係る相談・問合せへの対応
- オ 後援会活動に関連する情報の提供
- (2) 後援会事業計画に関する業務
- ア 後援会事業計画の企画立案
- イ 後援会事業計画に記載された個別の事業の実施
- (3) その他後援会の目的を達成するために必要な業務